

令和 7 年

9 月定例総会会議録

酒 田 市 農 業 委 員 会

令和7年9月定例総会 会議録

1 日 時 令和7年9月12日（金） 午後1時30分 開議

2 場 所 市役所 703号室

3 出席委員（23名）

1番	莊司 太郎	委員	2番	後藤 保喜	委員	3番	池田 良之	委員
4番	大場 重樹	委員						
7番	吉高 祐二郎	委員	8番	五十嵐 弘樹	委員	9番	佐藤 秀之	委員
			11番	佐藤 晴子	委員	12番	兼山 宏勝	委員
13番	尾形 大介	委員	14番	樋口 準二	委員			
			17番	高橋 公基	委員			
19番	佐藤 利篤	委員	20番	阿部 香美	委員	21番	土田 治夫	委員
22番	伊藤 正行	委員	23番	佐々木 治人	委員	24番	伊與田 明子	委員
25番	川村 恵実	委員	26番	齋藤 均	委員	27番	佐藤 耕造	委員
28番	田村 晴久	委員	29番	遠田 裕己	委員			

4 欠席委員（6名）

5番	石川 渡	委員	6番	佐藤 良	委員	10番	飯塚 将人	委員
15番	佐々木 浩希	委員	16番	佐藤 浩良	委員	18番	三浦 ひとみ	委員

5 事務局職員出席者

事務局長	玉澤 千秋	事務局次長	遠田 博	主査	安倍 誠
農地係長	齋藤 敏夫	主事	水島 直哉	専門員	佐藤 久志
調整主任	小松 文緒				

6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 農地の現況等に係る照会に対する回答について
3. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について

7 議 事

議第34号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第35号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請について
議第36号 各証明願いについて

8 開 会

開 会
(午後1時30分 開会)

○玉澤事務局長

それでは、ただいまから令和7年9月酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。
総会の開会に当たり、齋藤会長が挨拶を申し上げます。

○齋藤 均 会長
(挨拶)

○玉澤事務局長

ありがとうございます。

総会の議長は、酒田市農業委員会規定第19条により会長が務めるとなっております。齋藤会長、よろしく願いいたします。

○齋藤 均 議長

それでは、皆さんのご協力によりまして議事を円滑に進行したいと思います。

本日の欠席委員は、5番、石川渡委員、6番、佐藤良委員、10番、飯塚将人委員、15番、佐々木浩希委員、16番、佐藤浩良委員、18番、三浦ひとみ委員の6名です。

佐藤利篤委員には、遅れるということの連絡が入っております。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

お手元に配付しております定例総会次第によって進めます。

◎議事録署名委員の指名

○齋藤 均 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。

選任の方法は、議長にご一任願います。

議事録署名委員に、24番、伊與田明子委員、25番、川村恵実委員の両名をお願いいたします。

◎報告事項

○齋藤 均 議長

最初に、報告事項について事務局の説明を求めます。

○玉澤事務局長

報告事項については、議案の3ページからになります。

今回の報告事項は、1番、農地法第3条の3届出書の受理について23件、2番、農地の現況等に係る照会に対する回答について3件、3番、農地法第18条第6項の規定による通知受理について7件、以上33件について農地係長が報告いたします。

○齋藤係長

(報告事項を朗読説明する)

○齋藤 均 議長

報告事項ではございますが、ご質問、ご意見のある方、お願いします。ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、これで報告事項を終わります。

◎議 事

○齋藤 均 議長

これより議事に入ります。

議第34号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○玉澤事務局長

議第34号 農地法第3条の規定による許可申請については、15件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明いたします。

○齋藤係長

それでは、農地法第3条の規定による許可申請について、17ページをご覧ください。議案第34号となります。

なお、こちらの今回の農地法第3条の許可申請については、全ての案件におきまして、全部効率活用要件、農業常時従事要件、地域との調和要件まで、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。

また、今回の3条案件では、農業者年金への影響はございません。

それでは、酒田63番、使用貸借で坂野辺新田の畑10筆、宮野浦の〇〇さんから十里塚の〇〇さんへ、申請事由はその他で、10年の契約となっております。

酒田64番、賃貸借で吉田の田んぼ1筆、吉田の〇〇さんから吉田の〇〇さんへ。申請事由は相手方の要望で、10アール当たり1万円、10年の契約となっております。

続きまして、酒田65番、賃貸借で宮野浦の畑1筆、宮野浦の〇〇さんから相生町の〇〇へ。こちらは相手方の要望で、10アール当たり3,000円の10年の契約となっております。

酒田56番、賃貸借で浜中の畑1筆、浜中の〇〇さんから坂野辺新田の〇〇さんへ。相手方の要望で、3年間の賃貸借契約で、10アール当たり3,000円となっております。

酒田67番、所有権移転で、坂野辺新田の畑4筆、緑ヶ丘の〇〇さんから鶴岡市の〇〇さんへ。その他でこちらは贈与となっております。こちらは新規の案件となります。

こちらの67番の案件でございますけれども、〇〇さんと〇〇さんの関係は親戚でございます。〇〇さんは鶴岡市で就農しておりますが、酒田市では初めてのため、新規就農の扱いとなります。

別紙資料の2ページ目のほうをご覧ください。

提出いただきました就農エントリーシートとなります。現在、鶴岡市で畑を約1反歩、田んぼを約2町2反歩ほど耕作しております。酒田市ではイチヂクの栽培を予定しております。

3ページ目をご覧ください。

就業事由にございますとおり、〇〇の職員でございますが、早期退職も検討されておまして、夫婦で耕作を行う予定としています。

4ページ、5ページ目の確認書にも目を通していただきまして、確認の署名をいただいております。

酒田67番は以上です。

続きまして、酒田68番、所有権移転で新堀と門田の田んぼ5筆、新堀の〇〇さんから新堀の〇〇さんへ。相手方の要望で、こちらの別紙資料1ページのほうをご覧ください。

酒田68番、10アール当たりの金額が25万円となります。

参考として、合計金額が85万4,250円となります。

続きまして、酒田69番、所有権移転、こちらは酒田74番まで同じ出し手となりまして、関連となります。

所有権移転、本楯の田んぼと畑7筆、錦町の〇〇さんから刈屋の〇〇さんへ。相手方の要望となります。

別紙の 1 ページ目をご覧ください。

酒田69番、10アール当たりの金額が36万700円となります。合計金額が248万円となります。

続きまして、酒田70番、所有権移転、刈屋の田んぼと畑 2 筆、錦町〇〇さんから坂野辺新田の〇〇さんへ。申請事由、相手方の要望。

別紙の 1 ページ目を御覧ください。

酒田70番、10アール当たりの金額が17万3,200円となっております。参考までに、合計金額は7万2,600円となります。

続きまして、酒田71番、所有権移転、刈屋の畑 1 筆、錦町の〇〇さんから刈屋の〇〇さんへ。相手方の要望。こちらも別紙の 1 ページ目をご覧ください。10アール当たりの金額は酒田71番、10万円となっております。参考までに金額のほうは1万2,800円となります。

酒田72番、所有権移転、刈屋の畑を錦町の〇〇さんから北新橋の〇〇さんへ。こちらは相手方の要望で、別紙資料 1 ページ目を御覧ください。

酒田72番、10アール当たりの金額が10万円となります。参考として、合計金額は6万4,100円となります。

酒田73番、所有権移転、刈屋の畑 1 筆、錦町〇〇さんから刈屋の〇〇さんへ。相手方の要望。10アール当たりの金額が50万円となります。こちらは合計金額が40万1,500円となります。

続きまして、酒田74番、所有権移転、刈屋の畑 1 筆、錦町の〇〇さんから刈屋の〇〇さんへ。相手方の要望。

別紙資料 1 ページ目を御覧ください。

酒田74番、10アール当たりの金額が10万円となります。参考までに合計金額が1万1,100円となります。

続きまして、八幡総合支所のほうからお願いします。

○佐藤専門員

それでは、八幡地区になります。八幡地区 2 件です。

八幡 8 番と 9 番、貸人が同一人で関連となります。

八幡 8 番、草津の田んぼ 2 筆、草津の〇〇さんの法定相続に〇〇さんからの借り人が、同じく草津の〇〇さんになります。申請事由は相手方の要望。賃借料は10アール当たり8,000円、期間につきましては令和 8 年 1 月 1 日から10年間となっております。

八幡 9 番、同じく草津の田んぼ 3 筆、草津の〇〇さん、法定相続人代表の〇〇さんから、山楯の〇〇へになります。

申請事由はこちらも相手方の要望。賃借料は10アール当たり8,000円、期間も八幡 8 番と同じく令和 8 年 1 月 1 日から10年間になります。

八幡地区、以上です。

○小松調整主任

続いて、松山地区になります。松山は 1 件です。

松山12番、所有権移転、山寺上川原 1 筆、庄内町の〇〇さんから。申請事由は相手方の要望です。別紙資料で10アール当たりの金額は10万円となります。

以上です。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○ 8 番 五十嵐弘樹委員

8 番、五十嵐です。

9 月 5 日に第 5 班による農地調査委員会を行っております。

議第34号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

質疑に入る前ではございますが、3 条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。

今回の議案の中で、地元農業委員からは現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないというのですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば、初めにお願いします。
何かございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、これより質疑に入ります。
ご質問、ご意見のある方、お願いします。
ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。
採決に入ります。
議第34号 農地法第3条の規定による許可申請について許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第34号については許可決定といたします。
続きまして、議第35号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を求めます。

○玉澤事務局長

議第35号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請については、公益財団法人やまがた農業支援センターに農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請することの可否を決定しようとするものであります。
詳細について説明いたします。

○安倍主査

それでは説明いたします。
令和5年4月に基盤法が改正され、令和7年4月からは経過措置も終了したことから、農地の貸借契約については、農地法第3条による方法と、中間管理事業による農用地利用集積等促進計画による方法の二通りとなりました。
そこで、中間管理事業による農用地利用集積等促進計画を策定するには、農地中間管理機構に促進計画を定めるよう要請する手続が必要になり、要請してよいかをご審議いただくものです。
内容をご説明します。

議案書の22ページの集計表をご覧ください。

今回の要請は、中間管理事業による契約が満了になる更新が中心となります。新規契約が出し手2人、受け手1人、筆数31筆、面積9万1,815平米、更新契約が出し手1,105人、受け手88人、筆数5,871筆、面積1,516万3,036平米、更新契約が受け手変更の移転が出し手2人、受け手2人の31筆、29万9,335平米です。筆ごとの一覧はタブレットに送信したPDFファイル、促進計画一覧（議第35号）をご覧ください。

新規契約が1ページと2ページ、更新契約が3ページから146ページ、移転が147ページから150ページになります。

なお、今回要請する案件は、本日午前中に開催された農地利用集積センター本店会議で承認された内容と同じになります。

また、要請するに当たり、促進計画案に対する酒田市の意見書が必要になりますので、本日承認を受けましたら、酒田市に対し意見を求めることになります。

説明は以上です。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員

8番、五十嵐です。

議第35号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請について、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

それでは質疑に入ります。

件数が多いため、審議の前に精査のための時間を設けたいと思います。2分間の黙読をお願いします。

(黙読)

○齋藤 均 議長

それでは、初めに、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与制限の案件を先に審議します。

議事参与制限に該当する案件として、2番、後藤保喜委員、8番、五十嵐弘樹委員、12番、兼山宏勝委員、14番、樋口準二委員、21番、土田治夫委員の5名がありますので、退席を求めます。

午後 2時00分 休憩

午後 2時01分 再開

○齋藤 均 議長

再開します。

議事参与の制限がかかる案件について、ご質問、ご意見のある方はお願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようなので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件について、要請することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、これらについて要請することを決定いたします。

ここで、2番、後藤保喜委員、8番、五十嵐弘樹委員、12番、兼山宏勝委員、14番、樋口準二委員、21番、土田治夫委員の退席を解除します。

暫時休憩いたします。

午後 2時04分 休憩

午後 2時05分 再開

○齋藤 均 議長

再開します。

続きまして、これまで決定した農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件以外について審議いたします。

ご質問、ご意見のある方、お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようなので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議事参与の制限の案件以外を要請することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第34号については許可決定といたします。

続きまして、議第36号 各証明願いについてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○玉澤事務局長

議第36号 各証明願いについては、1件の確認依頼がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明いたします。

○齋藤係長

議第36号 各証明願いについて、23ページをご覧ください。

この案件では、農地の相続に係る税金の納税猶予につきまして、酒田税務署長より農地の利用状況について確認の依頼があったことから、その可否についてご審議いただくものです。

それでは、酒田3番、対象の農業相続人は、亀ヶ崎三丁目の〇〇さんで、対象農地は、遊摺部、宮野浦、落野目、広野、黒森の田畑、合計25筆です。

利用状況については、細目書の確認と地元農業委員より確認をいただいております。

説明は以上でございます。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員

8番、五十嵐です。

議第36号 各証明願いについて、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

それでは、質疑に入る前ではございますが、各証明願いについての案件ですので、地元委員の現地調査の結果を確認いたします。

酒田3番の現地報告を12番、兼山宏勝委員より報告をお願いします。

○12番 兼山宏勝委員

12番、兼山です。

8月27日、現地確認をしております。

〇〇氏は亀ヶ崎在住の〇〇歳の農家です。今回の対象面積は約4ヘクタールで、水稻、自家用野菜などを栽培しております。対象の土地は、遊摺部、広野、黒森にあり、特に稲作としてはえぬきを栽培し、一部は自己保全管理を行っております。地域の重要な担い手になっており、今後も営農を継続することに問題はありません。

よって、現状の営農状況は問題ないと思われます。

ご審議よろしく申し上げます。

○齋藤 均 議長

これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方、お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議案第36号 各証明願いについてを許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第36号については許可決定といたします。

以上をもちまして、令和7年9月定例総会を閉会いたします。

午後2時10分 閉会